



控訴審判決を受け、「完全勝訴」などと書かれた紙を掲げる原告側弁護士ら
=30日、名古屋市中で(横田航洋撮影)

生活保護減額初の賠償命令

「厚労相、重大な過失」

名古屋高裁

生活保護費の基準額引き下げは憲法が保障する生存権を侵害し生活保護法に違反するとして、愛知県内の受給者13人が居住自治体による減額処分を取り消しと国への慰謝料を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は30日、「厚生労働相は裁量権の範囲を逸脱し、重大な過失がある」として、請求を退けた一審名古屋地裁判決を取り消し、国に1人1万円の支払いを命じた。減額処分も取り消した。

「安全網」問われる◎85歳弁護士長の志◎社説◎面

減額処分も取り消し

生活保護法に加え、国家賠償法上も違法と結論付けた。原告弁護士団によると、全国各地で提訴された同種訴訟で、賠償を命じる判決は初めて。厚労省は「判決内容を精査し、関係省庁や自治体と協議し、適切に対応したい」とコメントした。厚労省は物価が下落したとして、2013～15年の3年間で基準額を平均6・

生活保護の制度。最低限度の生活保障と、自立の

用語解説

助長を目的とする。8種類あり、最も基本的な「生活扶助」は食費や被服費、光熱水費などの日常生活を支える。年齢や居住地域、世帯人員などから算定し、原則現金で給付する。

5%引き下げ、計670億円を削減した。訴訟では、厚労相の引き下げの判断に裁量権の逸脱や乱用があったかが争われた。

長谷川恭弘裁判長は判決理由で、厚労相が行った①生活保護基準額の水準と消費実態との乖離の解消(ゆがみ調整)②物価動向を踏まえた減額(デフレ調整)について「客観的な数値などとの合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く。裁量権の逸脱は明らかで、重大な過失がある」とし、違法と指摘した。

過去に例がない大幅な引き下げで、原告ら受給者はさらに余裕のない生活を強いられると強調し、減額処

分の取り消しだけでは被った精神的苦痛の全てが慰謝されないとして、国に賠償を命じた。

一連の訴訟で高裁判決は、原告側の逆転敗訴となつた今年4月の大阪高裁に続き2件目。同種訴訟は29都道府県で起こされ、一審判決22件中12件で減額処分を取り消している。20年6月の一審名古屋地裁判決は、厚労相の引き下げ判断に「過誤や欠落があるとは言えない」として請求を棄却。原告側が控訴した。原告側代理人の森弘典弁護士は判決後の記者会見で「国家賠償も認めるなど最高最良の判決といえるのではないか」と述べた。